

早川征一郎 著

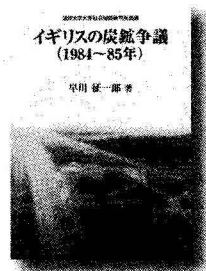
## イギリスの炭鉱争議

(1984～85年)

戸木田嘉久

イギリスの炭鉱争議  
(1984～85年)

早川征一郎 著



七章〓スト中止、八五年七月のNUM年次大会（八五年三月―七月）、第八章〓イギリス炭鉱争議の背景、論点、基本性格からなる。

著者はこの争議のただ中であつただけに、「発生・展開・終焉」は、原資料をもとに客観的な一大総巻となつている。

その総括である第八章では、まず争議の「背景」として国際エネルギー問題とイギリスのエネルギー戦略を再検討したうえで、サッチャリズムと新労使関係法制、その発動と政府・警察・裁判所、石炭産業合理化と雇用・コミュニティ論、

非経済的ピット（炭坑）閉鎖問題と閉鎖手続き、闘争戦術と全国投票問題、NUM内部の組織的対立問題、労働組合および社会的支援問題と、「七つの論点」が整理されている。

以上をふまえたこの争議の「基本的性格」だが、「労使関係政策とエネルギー・石炭政策がセットで争われた炭鉱争議は、サッチャリズム〓新自由主義諸政策とそれに向ける労働組合（NUM等）との真つ向からの対決という点で……決定的な歴史的「新しさ」があつた」と。

の内容を順次に紹介してみよう。

第一部「前史」は、第一章〓政府の国産産業対策と労使関係法制の展開、第二章〓経済・労働関係指標とエネルギー・石炭政策、労使交渉機構、第三章〓石炭産業における労働組合とNUM（全国炭坑夫労働組合）。第一部では、一九八四―八五年の炭鉱争議発生の歴史的条件が解明されるが、なかでも、争議の主体であるNUMの分析的介绍は傑出する。

第二部は「炭鉱争議〓発生、展開、終焉」であり、本著の中心を占める。第四章〓全国スト突入、労使交渉の重大な決裂（八四年三月―〇月）、第五章〓重大な交渉決裂から八四年末へ、第六章〓ワーキング・マイナージの増大とスト中止、職場復帰（八五年一月―三月）、第

この炭鉱争議は、有名な一九二六年のゼネストを含む炭鉱夫連合の争議とともに、イギリス労働運動史にながく記録されよう。著者はロンドン大学に留学中にこの争議にぶつかり、争議報告を大原社研の雑誌に九回にわたり連載されていた。それから二〇年、定年退職を記念してここに浩瀚な研究書が刊行された。私は著者と親しい炭鉱労働問題の研究者として、この出版を祝福したい。

まず本書の構成だが、「プロローグ」と「エピローグ」には含まれ本文は、第一部・イギリス炭鉱争議（一九八四―八五年）の発生前史（第一―第三章）、第二部・同争議の発生、展開、終焉（第四章―第八章）、第三部・同争議の後日談（第九―第二〇章）からなる。以下、そ

第三部は、「炭鉱争議の後日談」。第九章「炭鉱争議・UPM（民主炭坑夫労組）結成後の炭鉱労使関係、第一〇章「石炭産業の民営化と炭鉱労使関係」「エピソード」＝石炭産業の現状と展望からなる。この二つの章では、NUMの事実上の争議「敗北」と分裂、民主炭坑夫労組（UPM）の結成とともに、政府・石炭庁による非能率炭鉱の切り捨て、民営化、海外炭依存政策、高圧的な労使関係がいかに強まったか、丹念に分析されている。「エピソード」では、イギリスのエネルギーの需給状況と展望、石炭・石油・ガス・原子力の利用戦略が問題にされ、著者（しんも）も石炭産業の優位性とともに、綿密な統計数値をもとに政策提起をされている。

最後に、本著の全体を通ずる課題・方法について——。「プロローグ」は、三つの課題を示していた。第一に、この炭鉱争議にあたって、保守党サッチャー政府とNCB（石炭庁）はいかに周到なNUM（全国炭坑夫労組）対策を準備したか。第二に、NUMの組織構造とリーダーシップ、組合組織内や他組合との関

係、第三に、イギリス労使関係を伝統的に特徴づけてきたボランタリズム（集団的労使関係、団交重視、法の不介入主義）が、サッチャー政権の労使関係法制と炭鉱争議対策からどのように変容されたか。この課題・方法は本書の全篇にわたり見事に貫かれている。

\* \* \*

日本の炭鉱労働運動を研究してきた私は、本書から、八四―八五年のイギリス炭鉱大争議だけでなく、炭鉱労組の組織・機能・団体協約、共闘関係など多くを教わった。ここでは、一九五九―六〇年代初頭、「安保と三池」を頂点としたわが国の炭鉱閉山・解雇反対闘争との対比で、二、三の感想をのべ書評をしめくくる。

第一に、このイギリス炭鉱争議の二〇年も前、日本ではアメリカ「石油帝国主義」に屈した「エネルギー革命」論により、石炭産業の解体・放棄政策がすすめられた。いまエネルギー問題が重大局面にあるとき、この政治的責任を誰が負うべきかが問われる。「エネルギー革命」論には、労組・民主陣営は激しい論争を

いどみ、石炭産業の平和的・民主的發展をめざす政策を提言した。この点ではイギリスに一步先んじていた。

第二に、イギリス炭鉱争議は、サッチャリズム、レーガノミクスの新自由主義（規制緩和）による「石炭保護」政策の転換を背景とした。この時期の日本は「プラザ合意」による「円高・ドル安」の強制、市場「開放」、臨調「行革」「福祉」切り捨て、消費税導入、国鉄の分割・民営化、「構造調整」とME「合理化」が強行された。サッチャリズムの全政策体系と対比してみたいところである。

第三に、わが国の一九五九―六〇年代の炭鉱争議では、広範な支援共闘がくまられたにしろ、いわば企業別組織を拠点としていた。他方、イギリス炭鉱争議はNUMの産業別闘争が、TUC（イギリス労働組合会議）など全国的支援で闘われており、そこには多くの学ぶことがある。ただわが国では、炭鉱闘争の教訓をへて階級的ナショナルセンター・全労連の結成がすすんでいる。

（御茶の水書房・定価六五一〇円）税込  
（ときた よしひさ・立命館大学名誉教授）